第7章

緑化推進重点地区の選定

第7章 緑化推進重点地区の選定

緑化推進重点地区は、本計画の基本理念をモデル的に具体化し、他の地区での緑化意識の高揚を目指すとともに、本町の骨格的な緑の一部を構成するために、集中的に公園緑地等の整備や都市緑化を行う地区です。

緑化推進重点地区の候補地を検討するに当たっては、次のような条件を考慮します。

(1) 緑化推進重点地区の設定の考え方

- ① 駅前など都市のシンボルとなる地区
- ② 特に緑が少ない地区
- ③ 防火地域、準防火地域など火災等の危険を防除すべき地区
- ④ 風致地区*など風致の維持が特に重要な地区
- ⑤ 緑地協定や地区計画等の実績があり、今後も良好な市街地の形成が期待される地区
- ⑥ 教育施設等の集積地等で、公共施設と民有地の一体的な緑化及び景観形成により良好な環境の保全及び創出を図る地区
- ⑦ 今後、まとまった規模で機能更新が期待される住宅地、工場用地
- ⑧ 都市公園を核として地域制緑地の制度を活用しながら都市住民の自然とのふれあいの場の創出を図る地区
- ⑨ 優良な農地や屋敷林等を保全し、美しい郷土景観の保全を図る地区
- ⑩ 緑化の推進に関して住民意識の高い地区

(2) 緑化推進重点地区の候補地の設定

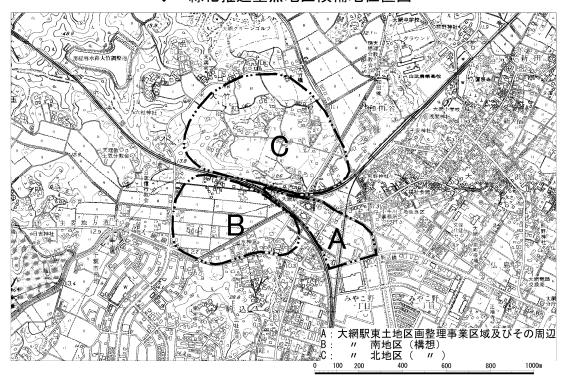
上記の考え方に基づき、課題や総合的な解析・評価での重要度、緊急性、整備効果、シンボル性、実現可能性、住民ニーズ等を基に優先性を検討すると、まちの中心的な場所で、公共・公益施設が集積し、他への波及効果が期待でき、事業の実効性が期待できる「**JR大網駅周辺の面整備地区及びその周辺**」を設定し、面整備地区の具体化とあわせて本町のシンボルとなる花と緑に包まれた美しい市街地形成を目指すものとします。

《重点地区で定める項目》

- ○駅前広場の緑化とシンボルツリーの植樹
- ○辻や街角への緑のポケットパークの整備
- ○潤いある水辺(小中川・金谷川)を取り込んだ緑化(緑の散歩道整備など)
- ○公共・公益施設の緑化
- ○都市計画道路整備に係る特徴ある沿道緑化
- 〇住民主体の地区単位での緑化活動の推進(緑地協定の制定、住宅地内の身近な 緑化、生垣緑化等)

9

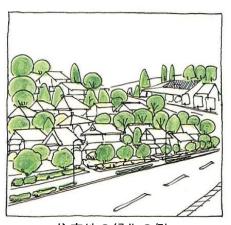
◆ 緑化推進重点地区候補地位置図



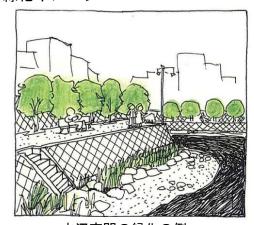
◆ 緑化重点地区の緑化イメージ



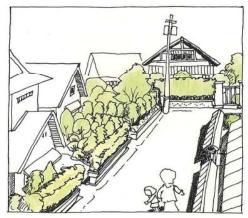
ポケットパーク*の整備



住宅地の緑化の例



水辺空間の緑化の例



生垣緑化の例

出典:緑のデザインマニュアル(松本市)